

## 調布都市計画公園事業第2・2・40号駒井公園の 事業認可申請について

### 1. 概要

狛江市都市計画マスタープランでは、市内全体の公園・緑地について「適正な配置を図るとともに、個性的で多様な公園・緑地を整備していく」としており、狛江市緑の基本計画（令和2年3月）では、「地域によって公園の面積や配置に偏りがあり、市民一人当たりの公園面積は、北部地区と南部地区の間で約1.7倍の差が生じている」とあります。

また、調布都市計画公園第2・2・40号駒井公園は、平成27年12月15日に都市計画決定され、都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）における重点公園かつ優先整備区域に定められました。

狛江市は、令和3年4月にゼロカーボンシティ宣言をし、地球温暖化という課題に向き合い、自然環境と調和を図っていくため、公園・緑地の整備を進めていきます。

このたび公園面積が特に不足している南部地区において、市民にとって身近な街区公園として整備することで、平常時は市民にとっての憩いの場、災害時は避難場所としての利用に資するため、駒井公園の区域の一部において、令和4年1月末に東京都へ事業認可申請を行います。事業認可の告示予定は令和4年3月末です。

### 2. 事業内容

調布都市計画公園事業第2・2・40号駒井公園

施行者：狛江市

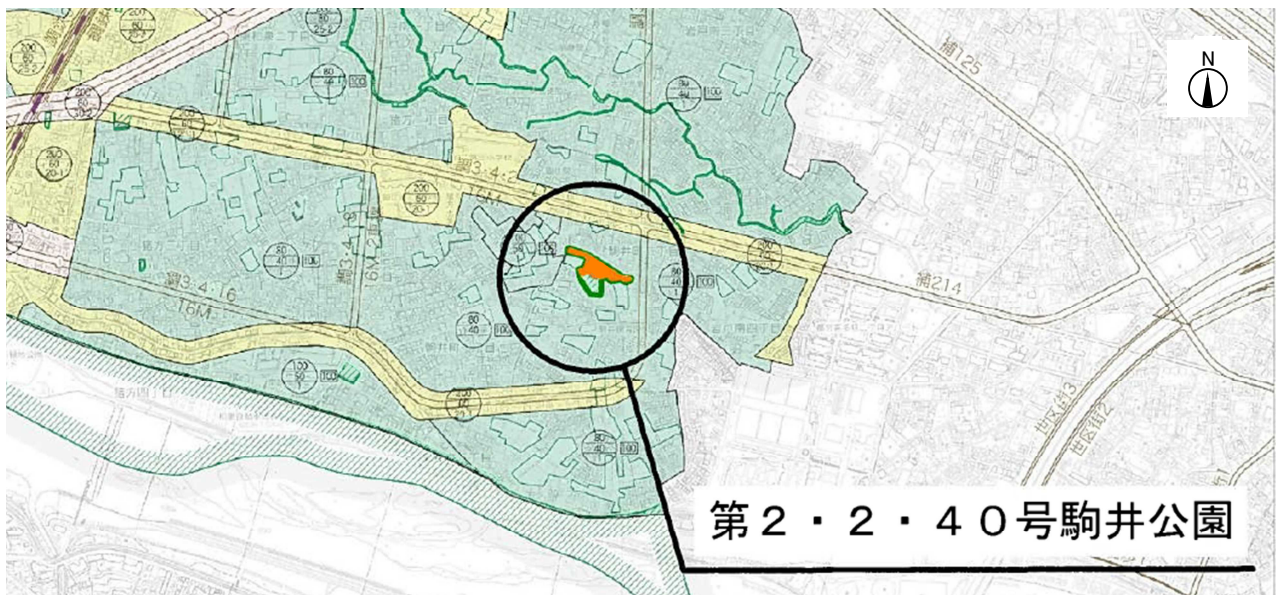
事業地：狛江市駒井町二丁目地内

全体面積：約0.44ha

今回事業認可申請面積：約0.29ha

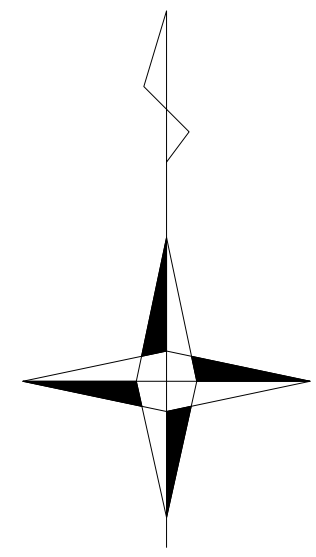
種別：街区公園

事業施行期間：事業認可の告示の日から令和11年3月31日まで



設計の概要を表示する図面 平面計画図

第2・2・40号駒井公園 縮尺五百分の一



令和6、7年度設計  
令和8年度工事

令和11年度以降 第2期事業認可申請

凡例

記号	名称
	ベンチ
	水飲み
	照明灯
	車止
	中木
	園路
	石積
	水流
	芝生

凡例

	事業認可申請区域
--	----------

